

四日市市告示第 236 号

四日市市乳幼児任意予防接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定めるものとする。

令和4年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市乳幼児任意予防接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市乳幼児任意予防接種費用補助金交付要綱(平成 26 年四日市市告示第 174 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

改正後			
別表(第2条、第3条、第4条関係)			
対象予防接種	補助対象者	補助回数	補助金額
おたふくかぜ	1歳以上5歳未満の者	1回	3,000円

改正前				
別表(第2条、第3条、第4条関係)				
対象予防接種		補助対象者	補助回数	補助金額
ロタウイルス	1価	<u>生後6週から24週未満の者</u>	2回	5,000円
	5価	<u>生後6週から32週未満の者</u>		
おたふくかぜ		1歳以上5歳未満の者	1回	3,000円

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)